

「第21回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和3年2月2日開催)

【知事の指示事項等】

1月7日の緊急事態宣言の発出以降、県では、県民の皆様への外出等の徹底した自粛、テレワークの徹底、飲食店等に対する営業時間の短縮などをお願いしてきたところです。

県民や事業者の皆様のおかげで、現在は、前の週を下回る感染者数となってきたところですが、直近一週間の新規感染者数の平均は、約280名であり、依然として高い数値となっており、引き続き、危機的な状況となっています。

こうした状況の中、本日、政府の対策本部会議で緊急事態宣言の期間を延長することが決定されました。

これを受け、本日は、本県の緊急事態措置の内容等について協議をしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 緊急事態宣言の延長に伴う措置の内容について

3月7日までの期間、県内全域において、会議資料のとおり、緊急事態措置を継続して実施することとします。

各部局庁においては、本日決定した緊急事態措置を県民の皆様や事業者の方へ速やかに周知し、引き続き御協力を依頼するよう指示します。

○ 医療提供体制・検査体制の拡充等について

健康福祉部においては、会議資料のとおり、医療提供体制・検査体制の拡充等について進めるよう指示します。

○ 医療機関への依頼について

会議資料のとおり、県内全ての病院で新型コロナウイルス感染症に御協力いただけるよう、引き続き取り組んでください。

本日は、緊急事態宣言の延長に伴う措置の内容等について決定をしました。

千葉県は医療崩壊を止め、医療を必要とする県民の皆様の命を守るため、何としてもここで感染拡大を抑え込まなければなりません。

県民の皆様には、改めて、一人ひとりの行動が感染拡大を抑える原動力となることを呼び掛けていくとともに、事業者の皆様には、引き続き、多大な負担をおかけすることになるため、措置内容について、十分丁寧に周知するようお願いいたします。